指定障害福祉サービス事業者及び指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分について

令和５年 12 月 13 日（水）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づき、令和５年 12 月 13 日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

１　処分対象事業者
(1) 法人名　株式会社トゥレジュール
(2) 代表者　代表取締役　平松稜子
(3) 所在地　大阪府豊中市春日町一丁目３番３号

２　処分対象事業所
(1) 事業所名称　　真ごころ訪問介護ステーション
(2) 所在地　　茨木市豊川四丁目４番 11 号
(3) 指定年月日及びサービスの種類
・令和３年 12 月１日　　訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）
・令和４年３月１日　　居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法）

３　行政処分の内容及び指定取消年月日
(1) 処分の内容　　居宅介護・重度訪問介護・訪問介護・訪問介護相当サービスの指定の取消し
(2) 指定取消年月日　　令和５年 12 月 31 日

４　行政処分を行う理由
(1) 居宅介護・重度訪問介護
ア　不正の手段による指定
・指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。

イ　不正請求
・少なくとも、令和４年 10 月 13 日から令和４年 11 月 27 日までの期間の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず、介護給付費を不正に請求した。

ウ　帳簿書類その他の物件の提出拒否
・本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。

なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。

エ　人員基準違反

・事業所の開設当初（令和４年３月１日）から令和４年４月 30 日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。

・令和４年 11 月 15 日から令和４年 12 月 21 日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。

オ　運営基準違反

・少なくとも、事業所の開設当初（令和４年３月１日）から令和４年 12 月 31 日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。

(2) 訪問介護・訪問介護相当サービス

障害者総合支援法に違反

・指定訪問介護・訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営する障害者総合支援法上の居宅介護・重度訪問介護において、不正の手段による指定、不正請求、帳簿書類その他の物件の提出拒否、人員基準違反、運営基準違反が行われた。

福祉部　福祉指導監査課
電話　072-620-1809（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）